

<個別案件確認表（組織委員会）>

組織委員会担当確認 令和3年4月15日

新型コロナ作業部会確認 令和3年4月28日

事業名 新型コロナ陽性者（選手等）の宿泊療養施設の借上げ及び運営委託

案件名 同上

確認の視点	組織委員会の見解	備考
経費の負担が令和2年12月4日の合意の考え方に基づくものであること	本事業は、選手等に対する新型コロナウイルス検査の結果陽性となった者のうち、軽症又は無症状の者について、一定期間の隔離及び健康観察を実施する施設を借上げるとともに、生活面の支援や施設運営に関する業務を委託するものである。よって新型コロナウイルスへの感染防止対策として必要な事業であり、令和2年12月4日の合意による、大会の追加経費のうち新型コロナウイルス感染症対策関連の経費に該当するものと考えている。	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	本件は、大会運営の一環として行う事業であり、選手村総合診療所等における医療サービスの提供に係る既存事業との一体性を保つ必要のある事業である。よって、組織委員会が一括して執行した方が効率的かつ効果的と考える。	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	<p>必要性</p> <p>陽性となった選手等の宿泊療養体制を確保することは、選手等が安心・安全な環境の下大会に参加するために必要不可欠である。また本件は、新型コロナウイルス感染症対策調整会議の中間整理においても必要性が示されている事業である。</p> <p>効率性</p> <p>本件は、施設確保にあたっては過去の感染者数データ及び厚生労働省のガイドラインに基づき宿泊療養者数を想定することで必要な施設規模を設定しており、運営委託についても自治体による宿泊療養施設の運営事例を参考に必要最低限の内容としている。</p>	

	納 得 性	<p>本件は、東京都による同種の事業と比較することで各種費用の金額の妥当性を検証し、さらに相手方との減額交渉を行ったうえで契約金額を決定している。よって他の事例と比較しても適正である。</p>	
<p>その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること</p>	<p>本件は、新型コロナウイルス感染症対策として必要な業務に係る経費であり、公費負担の対象として適切である。また、V5予算内に収まっている。</p> <p>引き続き、経費が最小限のものとなるよう抑制・削減に取り組む。</p>		